

第9回要望と回答 ①立地制約※規制・制度（税制を除く）に関する要望に対する回答のみ

番号	分類	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	所管省庁	所管省庁の検討結果			
						制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要
1	①	通知の公開 (再生利用困難な荒廃農地の非農地判断の迅速化関連)	「規制改革実施計画（令和3年6月18日）」において、「農業委員会が利用状況調査において再生利用困難な荒廃農地（非農地）と判断した場合には、その旨を所有者、市町村、法務局等の関係機関に対して通知し、通知を受けた市町村長が職権で一括して法務局に地目変更の申出を行うよう通知を发出する。」とされているが、この通知が既に发出されているかどうか、通知自体がそもそも公開されていないため不透明である。提案理由に記載のような事態も生じており、再生利用困難な荒廃農地が着実に非農地化され再生等の推進に資するため、また農業政策そのものの透明化を図るためにも、通知の公開を是非ともお願いしたい。	実施計画上の本項目の通知に関して、市町村の担当に聞いても、その存在すら知らず、非農地判断の徹底や自動化がしっかりと行われているのかわからない。通知を受けた市町村長が職権で一括して法務局に地目変更の申出を行う」ことを通知しているにもかかわらず、その市町村が把握していない状況は早急に改善すべき。	農林水産省	再生利用が困難と見込まれる農地については、「『農地法の運用について』」の制定について（平成21年12月21日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）の規定に基づき、農業委員会が「農地」に該当しないと判断しています。農業委員会が、農地に該当しないと判断した場合は、対象地の所有者及び都道府県、市町村、法務局等との関係機関に対して、その旨通知し、通知を受けた市町村長が職権で一括して法務局に地目変更の申出を行うよう、令和3年4月1日付けで通知（「非農地判断の徹底について」（令和3年4月1日付け2経営第3505号））を发出しました。		対応	農林水産省WE Bサイトに、当該通知を掲載しました。 掲載ページ： https://www.maff.go.jp/j/keiei/koukai/
2	①	荒廃農地の公開情報(地番のリスト、地図情報)の充実	内閣府タスクフォースや農林水産省において、荒廃農地の活用による再生促進が打ち出されている。事業者が荒廃農地を活用しようとした場合に、「荒廃農地」の条件は「現に耕作に供されておらず、耕作の放棄により荒廃し、通常の農作業では作物の栽培が客観的に不可能となっている農地」とされているが、再生利用可能及び再生利用困難な荒廃農地双方の公開情報(地番のリスト、地図情報)が存在せず、どの農地が荒廃農地が簡単にはわからない。そのため、再生事業がなかなか円滑に遂行できない。そこで、特に再生可能な荒廃農地に該当か非該当かの情報公開を進め、誰でもどこからでも閲覧可能な状態にしていきたい。また、もし農地ナビが再生可能な荒廃農地の情報公開の役割を果たしているのであれば、農地ナビのどこを見れば再生利用可能な荒廃農地であることがわかるのかを分かりやすく解説するとともに、農地ナビ上の古い情報は最新にするような取組を徹底すべき。		農林水産省	遊休農地（再生利用可能な荒廃農地）の情報については、誰でもどこからでも閲覧が可能となるよう、全国農地ナビにより公表しているところです。		対応	農地ナビ上での遊休農地情報の閲覧方法については、 ①地番リストは、全国農地ナビの画面にある「条件から探す」を選択し、「遊休農地かどうか」でご希望の項目を選択 ②地図情報は、「地図から探す」で閲覧したい市町村名や大字を選択し、「色分けの設定」で「遊休農地かどうか」を選択 することにより表示できます。 全国農地ナビに掲載されている農地情報について、農業委員会による更新を促進するため、本年度より、都道府県農業会議から個々の農業委員会に対し、随時、リモートによる操作方法の支援を行っているところで す。 また、個々の農業委員会の更新状況について、四半期毎に都道府県農業会議を通じて全国農業会議所に報告することとし、システム上の理由等により更新ができていない場合は、全国農業会議所が技術指導を行い、更新を促しているところです。 農林水産省においては、各農業委員会の更新状況について全国農業会議所から四半期毎に報告を受け、各農業委員会がシステム上の理由等により更新ができていない場合には、全国農業会議所に対して技術指導を行うよう促してまいります。
3	①	隣地との同意書の取得の緩和	隣地との調和を乱すことのないようにとということで、近隣関係者への説明をするよう求める農業委員会・市町村が存在する一方で、申請地周辺からの太陽光事業、営農事業に関する同意書の取得を原則求める（義務付ける）ような対応をしている農業委員会・市町村も存在する。制度上同意書取得まで求めているか否かを明らかにするとともに、近隣関係者に説明をすることと同意書取得することは非常にハードルが異なり、制度上同意書取得まで求めない場合は、各農業委員会に同意書取得まで制度上は求めない旨を周知・指導いただきたい。		農林水産省	農地転用許可申請書に添付が必要な書類については、農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第30条及び第57条の4第2項に定めておりますが、近隣住民の同意書については、法令上、添付が必要な書類として明示されているものではありません。 ご提案の事例においては、法定添付書類のうちの「その他参考となるべき書類」として、転用許可権者が事業に応じて求めているものと考えられます。	農地法施行規則第30条第7号、57条の4第2項第5号	検討に着手	申請書に添付が義務付けられる「その他参考となるべき書類」は転用事業の適正な処理を図る上で、真に必要なものに限って添付を求めることを可能とする趣旨のものであり、「農地法関係事務処理要領の制定について」（平成21年12月11日付け21経営第4608号・21農振第1599号農林水産省経営局長・農村振興局長通知）においても、その他参考となるべき書類を一律に求めることは適当ではないとしております。 なお、規制改革実施計画（令和3年6月18日閣議決定）において、農地転用手続全般における運用のばらつきについて、現状を具体的に調査し、対応を検討の上、制度の周知等必要な措置を講ずることとされているところであり、法定添付書類についても、その一環として必要な対応を行ってまいります。
4	①	営農型太陽光発電の一時転用許可の処理期間の短縮や適正化	営農型太陽光の一時転用許可を申請した際に、『意見照会』の上、『農転許可申請』を行いその許可を取得する流れとなるが、「意見照会」に対する農業委員会の回答に最長で3か月もかかた案件も存在し、許可申請後の審査まで含めると最大9か月を要する事例の存在する。その一方で、意見照会から許可まで3か月しか要しない農業委員会も存在し、農業委員会ごとの裁量によるところが多い。そのため、農水省もしくは各県・市町村において、一時転用許可の標準処理期間を明確に定めるとともに、その遵守を徹底させる取り組みを実施すべきである。		農林水産省	農地転用許可制度上は、一時転用許可の場合も通常の転用の場合と同様の標準処理期間が設けられております。 また、行政手続法においても、各行政機関は標準処理期間を定めるように努めることとされており、定めるときは公にしておかなければならないこととされています。 【標準処理期間：農地法に係る事務処理要領第4の4（別表1）】 ○農業委員会による意見書の送付 (30a以下の農地を転用する場合) ・申請書の受理後3週間 (30aを超える農地を転用する場合) ・申請書の受理後4週間	農地法に係る事務処理要領第4の4（別表1） 行政手続法第6条	現行制度下で対応可能	農地転用許可事務の処理に当たっては、「農地転用許可事務の迅速化及び簡素化について」（平成26年1月10日付け25農振第1489号農林水産省農村振興局長通知）においても、標準的な事務処理期間内に事務処理を完了することの徹底を図るよう求めているところですが、改めて、その周知に努めてまいります。
5	①	荒廃農地認定の適正化	某町にて、営農型太陽光を検討しようとして、某町の農業委員会窓口へ話を聞きに行ったところ、「町として荒廃農地として認定していない。従って、荒廃農地はゼロ」という回答を受け取った。しかし、明らかに客観的に見ても、荒廃している農地が存在している。荒廃農地の判断は、農業委員会が客観的に判断していることを認識しているが、その判断が適切に行われているのか、農水省本省等でしっかりと指導する仕組みはないのか。今回のような荒廃農地に係る規制見直しが行われても、各農業委員会にて、適切に荒廃農地の認定が行われなければ実態は変わらないため、適切な荒廃農地認定に向けた対応をすべきではないか。		農林水産省	遊休農地・荒廃農地の判定については、「『農地法の運用について』」の制定について（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号）第3の1の(3)において、「草刈り等を行うことにより、直ちに耕作することが可能となる農地」等の具体的な基準を示し、ホームページに掲載するとともに、令和3年6月24日には、遊休農地・荒廃農地の判定の手引きとなるよう、農林水産省のホームページにおいて、判定事例を写真を用いて掲載して市町村へ周知を行いました。 また、「遊休農地に関する措置の状況に関する調査要領」（令和3年6月14日付け3経営第823号・3農振第713号農林水産省経営局農地政策課長・農村振興局農村政策部地域振興課長連名通知）に基づき、農業委員会は荒廃農地の非農地判断の実績も含め、遊休農地の措置状況については、一筆ごとに、毎年度の実績を調査の翌年度の4月末までに都道府県に報告することとしており、当該措置を適切に実施していない農業委員会等が確認された場合は早急に改善するよう都道府県等が指導することとしております。	農地法	対応	遊休農地・荒廃農地の判定基準・事例について、下記アドレスに掲載しております。 掲載ページ： (判定基準：「『農地法の運用について』」の制定について） https://www.maff.go.jp/j/keiei/koukai/nouchi_seido/attach/pdf/nouchi_sandan-144.pdf (判定事例) https://www.maff.go.jp/j/nousin/tikei/houkiti/attach/pdf/index-10.pdf
6	①	農業振興地域整備計画変更（農振除外）の事務処理期間の短縮、受付頻度の拡大、事務の簡素化について	某町にて、農振除外申請書を提出しようとしても、そもそも2回しか受付がなく、また処理に6か月程度かかることとされている。6か月かかるということに行政側からなぜそれだけの長時間を要するのか説明もない。いくらか標準処理期間や受付の頻度が各自治体の農業委員会ごとに決められていると言っても、より受付頻度の向上や処理期間の短縮に農水省本省も取り組むべきであり、改善を促す対応をすべきである。また、また、条例改正に伴って農振除外申請を行う際の添付書類が大幅に増えているにもかかわらず、なぜ添付書類が増えるのか行政側から説明を受けられないにもかかわらず、事業者等に負担を強いるだけのようなことは現場では生じている。農水省としてこのような実態にどのように対応するのか。		農林水産省	市町村の農業振興地域制度担当部局は、経済事情の変動等により農業振興地域整備計画の変更を行う場合、各市町村の独自の判断により、転用事業者等から農用地区域からの土地の除外の申出を受け付けている場合があります。 また、農地転用を目的とした農用地区域からの除外に係る農業振興地域整備計画の変更については、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項の要件を満たす場合に限り行われます。	農業振興地域の整備に関する法律第8条～13条	対応	農業振興地域制度に係る市町村の事務は自治事務とされており、農用地区域からの除外の申出の受け付け頻度や処理期間、必要書類については各市町村において定めているところです。 しかしながら、農林水産省としても、農業振興地域整備計画の変更に係る事務手続等の迅速化は課題であると考えており、令和3年3月31日付けで发出した「再生可能エネルギー設備の設置に係る農業振興地域制度及び農地転用許可制度の適正かつ円滑な運用について（令和3年3月31日付け2農振第3854号農林水産省農村振興局長通知）」において、市町村及び都道府県に対し、農用地区域からの除外に係る希望を早期に把握すること、除外が可能か否かを速やかに判断すること、また、法定手続に先立って関係者と調整を了しておくこと等の取組をお願いしているところです。 加えて、農業振興地域整備計画の変更手続に要する期間について、市町村の広報誌やホームページへの掲載等により広く周知することについても要請しております。
7	①	農地法における「家」「家族」単位での許可要件の撤廃について	第8回要望時に農水省から「農地法では、世帯員等の違反転用の有無に関係なく、耕作の事業に必要な機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等からみて、取得後において農地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められる場合等に取得することが可能です。」との回答があったが、世帯員等の違反を理由として不許可としたように見受けられる例が存在。通知を发出するなど、上述の見解を現場まで徹底させてほしい。		農林水産省	農地の所有権等を移転等する場合には、農地法第3条第1項に基づき、農業委員会の許可を受ける必要があります。この許可は、農地法第3条第2項第1号において、権利を取得しようとする者又はその世帯員等の耕作の事業に必要な機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等からみて、これらの者がその取得後において耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められる場合にすることができるとされています。	農地法第3条第2項第1号	対応	前回の回答内容を、農林水産省のホームページに掲載します。

第9回要望と回答 ②系統制約※規制・制度（税制を除く）に関する要望に対する回答のみ

番号	分類	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	所管省庁	所管省庁の検討結果			
						制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要
1	②	バイオマス火力の出力抑制影響の軽減	バイオマス火力の出力抑制発令に関して、発電所毎にプラント特性に則して抑制発令ルールや給電申合書を再協議できるように、年間上限時間、最低負荷制限、費用負担ルール等を新たに設定頂きたい。	<ul style="list-style-type: none"> ●現状、広域機関の送配電等業務指針173条において、各電源の出力抑制における優先順位が定められており、その中でバイオマス火力はPV・風力に劣後する取扱いとなっている ●PVや風力は出力抑制指令による設備損傷はなく、連携を切断する(ON/OFF)による売電収入の減少の被害のみとなっているなか、バイオマス火力は出力抑制による売電収入の減少に加え、修繕費の増加も負担している状況である ●今後、電源構成比率目標を見据えた先々の原発再稼働を見込むとさらなる指令頻度増加による修繕費用負担の増大が懸念される <p>【事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●特に給電運用ルール制定前に設備認定を取得した案件は、メーカー問わず定常的な負荷変化を伴う運用を前提としていない設備にも関わらず指令に応じている現状で、度重なる出力抑制による熱負荷変化により、ボイラー修繕費の増大が至近の運用上の懸念となっている <p>※年間純利益10億円以下の50MWプラントにおいて年間1億円の修繕費増</p>	経済産業省	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則第14条では、発電事業者は需給バランス上の出力制御により生じた損害の補償を求めない旨規定しており、出力制御の年間上限時間は設定していません。 また、電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドラインでは、「バイオマス発電設備（地域資源バイオマス電源であって、燃料貯蔵や技術に由来する制約等により出力の抑制が困難なものを除く。）は発電出力を技術的に合理的な範囲で最大限抑制することができるよう努めることとし、その最低出力を多くとも50%以下に抑制するために必要な機能を具備する等の対策を行うものとする。」旨が規定されています。	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則、電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドライン	一部対応不可/現行/制度下で対応可能	<p>システムを安定的に運用するためには、電気の需要と供給を常に一致させる必要があります。そのため、再生可能エネルギーが高出力となる場合、火力発電の出力を最低まで下げる等により、需給バランスを調整しますが、それでもなお余剰となる場合、停電等を避けるため再生可能エネルギーの出力制御を行うこととされています。バイオマス発電事業者についても、送配電事業者から出力制御その他の協力を求められた場合には、これに協力することが必要であり、技術的に合理的な範囲での最大限抑制を求めています。また、安定供給に向けて需給バランスを維持するためのFIT電源の出力制御への補償は、電気が十分に足りている時に、発電されていない電気のために高額な負担が発生することとなるため、十分な国民的理解を得ることが困難と考えています。</p> <p>なお、再エネの出力制御量を最大限低減し、効率化するために、火力発電の最低出力運転の基準引き下げの可能性などについて2021年中に検討する予定です。</p>

第9回要望と回答 ⑤その他※規制・制度（税制を除く）に関する要望に対する回答のみ

番号	分類	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	所管省庁	所管省庁の検討結果			
						制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要
1	⑤	FIT事業計画認定申請における所用期間の短縮化および発電所の運営実態に即した運用	<ul style="list-style-type: none"> ●FIT事業計画の新規認定申請および変更認定申請について、特に国内材の新規認定・変更認定及びバイオマス燃料の燃料種の追加に係る申請では、承認まで半年以上を要することも多いため、所用期間を3ヶ月程度まで短縮いただきたい。また、申請後に不備事項の指摘を受けるまでに数か月を要することもあり、手戻りによる所要時間増を回避するため、不備事項がある場合は、申請から1か月以内にご連絡いただきたい。このように申請から回答までを短期間かつ明確に設定いただきたい。 ●所管の経産局によって対応や見解が異なったり、質問に対して資源エネルギー庁と林野庁の窓口をそれぞれ紹介されるのみで回答が得られないこともあるため、申請手続きに関する一本化された問合せ窓口を設置していただきたい（かつ、確認主体毎の指摘ではなく、とりまとめの上一括でのご回答をお願いしたい）。 ●バイオマス燃料に関しては、発電所の操業状況やマーケット状況等によって、数量・調達先が計画通りにならないことがある。スポット調達を臨機応変に実行していくことが発電所の安定運営において不可欠であることから、長期契約を除くスポット調達分については事前申請を不要にするなど、実務上問題なくワークする前提で、申請が必要な条件を緩和および明確化していただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ●再生可能エネルギーの普及拡大を目指すFITの精神がある中、開発する上で以下の支障がある ●FIT事業認定の燃料に係る初期・変更申請においては、都道府県庁・経産局・エネルギー・林野庁と各調整が必要であり、手戻りが多く承認までに時間を要する（数か月から半年超の場合も） ●その間に、同案件で新たな手続きができず（申請しても実質的には順番待ちとなり審査が進まず）、タイムリーな手続きに支障が発生する場面がある ●また、同じ問合せに対して、経産局によって見解・対応が異なることがある ●その他、FIT事業認定に際して、周辺の競合他社への影響（既存の事業者との間でバイオマス調達に関して支障の有無の確認及び具体的な確認方法、事業者の反応）を確認する必要がある 	経済産業省,農林水産省	<p>再エネ特措法第9条第4項及び第10条第4項において、バイオマス発電設備の認定申請の際は農水省、国土省及び環境省に協議すること定められています。</p> <p>再エネ特措法施行規則第5条及び第5条の2において各種認定基準が定められています。再エネ特措法施行規則第5条第1項第1号において、発電に利用するバイオマスを安定的に調達することが見込まれることと定められています。</p>	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法	現行制度下で対応可能/検討を予定	<p>○ バイオマスを燃料種とするFIT認定申請の標準処理期間は、補正期間等は含まず4か月と設定しております。これは、他省庁との協議を要するため、他電源種と比較して1か月長く設定されております。協議の際に補正等が発生しないよう、関係省庁と申請内容に関する情報共有を事前に図るなどの連携を図り、迅速な処理に努めます。</p> <p>また、特に年度の申請期限間際は案件が増加し審査に時間を要するため、年度の早い時期に申請いただくとともに、申請内容について事前に窓口にご相談いただければ、内容を確認することで補正を減らし、補正に要する時間を短縮することが可能です。なお、申請書の記載要領や必要書類は資源エネルギー庁HPに掲載しておりますので、確認の上、申請いただくことで補正の減少につながります。</p> <p>○ FIT申請に当たっての窓口は経済産業省（具体的には地方経済産業局）に一本化されております。他省庁に関する質問や初出の質問など地方局でお答えできない場合、本庁・他省庁に照会を行った上で地方局から回答することを基本としています。</p> <p>○ 再エネ特措法の目的は、エネルギーの安定的かつ適切な供給及び環境への負荷の低減を実現する観点から、再生可能エネルギー電気の利用を促進することであり、認定要件として発電に利用するバイオマスの安定調達を規定しております。同じく再エネ特措法に基づく認定を受ける以上は、スポットレベルでも安定調達（バイオマス燃料の持続可能性を含む。）の確認が必要であり、事後申請ではこれができないため、事前に申請を行っていただく必要があります。ご指摘の点については、今後、必要性和妥当性が認められた場合には検討することといたします。</p>
2	⑤	COVID-19の影響を考慮した制度設計	<ul style="list-style-type: none"> ●2020年4月時点で、事業計画策定ガイドラインに、農産物の収穫に伴って生じるバイオマス（副産物）の持続可能性証明の経過措置（猶予期間）として、「2022年3月末までの2年間」が規定され、翌年の2021年4月時点で「2023年3月末まで」に改定されたが、PKSの場合、COVID-19の影響により原産国であるインドネシア/マレーシアでの認証取得手続きに支障が生じている期間は、既に1年を超過しているため、猶予期間の延長を検討いただきたい。 ●具体的には、日本からマレーシア/インドネシアへの渡航や現地国内での自由な移動および両国での経済活動の正常化までの期間を考慮して、今年度のバイオマス持続可能性WGの開催期間中の最新状況をもとに検討いただきたい。現状では、半年間～1年間の延長を提案したい。 	<ul style="list-style-type: none"> ●事業計画策定ガイドライン（2020年4月）において、農産物の収穫に伴って生じるバイオマス（副産物）の持続可能性証明として第三者認証取得が義務付けられ、2022年3月末までの経過措置が規定され、翌年のガイドライン改訂ではCOVID-19の影響などを理由に1年間の経過措置期間の延長が規定された ●第三者認証取得には、燃料発生地点の現地監査が必要であるが、現実的には不可能な状況が続いており、COVID-19の影響は1年を超過していることから、最新状況をもとに経過措置期間は再検討されるべきと考える 	経済産業省	<p>第三者認証による持続可能性確認については、2021年度の調達価格等算定委員会において、第三者認証制度の運営団体における審査が想定以上に遅延していることや、燃料調達国において新型コロナウイルス感染症の感染拡大により活動が制限されることによる影響が生じていること等を鑑み、パーム油、PKS及びパームトランクに関する経過措置についてそれぞれ1年間の延長が認められたところです。</p>	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法	検討を予定	<p>今年度のバイオマス持続可能性WGの議論は6月末に開始したところです。ご提案の内容も踏まえ、経過措置の今後の扱いについては、バイオマス持続可能性WGにおいて、第三者認証の運用状況の進捗も確認の上、対応を検討します。</p>
3	⑤	インドネシアの税制リスクの軽減	<p>安定的なバイオマス発電事業運営及び燃料調達にむけたインドネシアのPKS輸出税を軽減する取り組みにおいて、政府間調整等を通じた積極的なご協力をお願いしたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●事業開始当時に予測できなかった、インドネシアのPKS輸出税新規(追加)課税等の制度変更により、燃料価格が大きく変動する事態が発生している。固定買取価格制度というFIT制度の性質上、これらの価格変動は事業継続可能性において、想定外に大きなリスクを伴うことになる ●バイオマス燃料輸出国政府のFIT制度やその要求事項等に関する理解はまだ不十分な点がある。協会や発電事業者として活動は行うものの、政府としても引き続き、これまで以上に強いサポートをお願いしたい 	経済産業省	<p>インドネシアはパーム製品（パーム油、PKS等）に輸出税等を課していると認識しています。</p>		その他	<p>日・インドネシアの企業が相手国においてビジネスを行う上での課題等が存在すれば、当局間の対話等で取り上げ、改善を求める場合もあります。ご提案の措置についても、その実態等を把握した上で、必要に応じて当局間対話等での働きかけを検討してまいります。</p>